

各道府県税務主管部長 }
東京都主税局長 } 殿
(都道府県税担当課扱い)

総務省自治税務局都道府県税課長
(公 印 省 略)

自動車取得税の税率の特例等の適用関係について

地方税法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）は、本日衆議院本会議において可決、成立しました。改正法の規定のうち、納税者に利益となるものについては平成 20 年 4 月 1 日に遡及して適用される一方、納税者に不利益となるものについては同日に遡及せず、改正法の公布の日以降将来に向けて適用されることとなります。

この適用関係については、国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 10 号。以下「つなぎ法」という。）により追加された改正法附則第 20 条の 2 の規定に基づき、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令において定めております。

このうち、自動車取得税の税率の特例等の適用関係については、下記のとおりとなりますので、条例の改正等について適切に対応するとともに、課税事務の適正な執行に万全を期すようお願いいたします。

併せて、この旨を速やかに関係団体へ周知いただくとともに、納税者等からの問い合わせ等についても適切に対応していただくようお願いいたします。

記

- 1 平成 20 年 4 月 1 日から 3 %となっていた自家用の自動車（軽自動車を除く。）に係る税率については、改正法の公布の日の翌日である平成 20 年 5 月 1 日から、5 %の税率が適用されます。
- 2 つなぎ法により暫定的に延長された低燃費車に係る課税標準の特例措置及び大型ディーゼル車に係る税率の特例措置の適用要件が、平成 20 年 5 月 1 日から、以下のとおり変更されます。

① 低燃費車に係る課税標準の特例措置

【平成20年4月30日以前の取得の場合】

適用対象（注1）	特例措置
平成22年度燃費基準（注2） +10%達成車	取得価額から15万円控除
平成22年度燃費基準（注2） +20%達成車	取得価額から30万円控除



【平成20年5月1日以後の取得の場合】

適用対象（注1）	特例措置	適用期間
平成22年度燃費基準（注2） +15%達成車	取得価額から15万円控除	平成20年5月1日から 平成22年3月31日まで
平成22年度燃費基準（注2） +25%達成車	取得価額から30万円控除	平成20年5月1日から 平成22年3月31日まで

（注1）平成17年排出ガス基準+75%達成車が要件

（注2）ディーゼル車については、平成17年度燃費基準

② 大型ディーゼル車に係る税率の特例措置

【平成20年4月30日以前の取得の場合】

適用対象	軽減税率
車両総重量が3.5tを超えるディーゼルトラック・バス等であって、平成27年度重量車燃費基準を達成しているもののうち ①平成17年重量車排出ガス規制の基準値よりも10%以上NOx又はPMの排出量が少ない自動車 ②平成17年重量車排出ガス規制に適合している自動車	①2.0%軽減 ②1.0%軽減



【平成20年5月1日以後の取得の場合】

適用対象	車両総重量	軽減税率	適用期間
車両総重量が3.5tを超えるディーゼルトラック・バス等であって、平成21年重量車排出ガス規制（ポスト新長期規制）に適合し、かつ、平成27年度重量車燃費基準を達成している自動車	3.5t超 12t以下	2.0%軽減	平成20年5月1日から 平成22年3月31日まで
	12t超	2.0%軽減	平成20年5月1日から 平成21年9月30日まで
		1.0%軽減	平成21年10月1日から 平成22年3月31日まで

3 クリーンディーゼル乗用車に係る税率の特例措置が、平成20年5月1日から、以下のとおり創設されます。

適用対象	軽減税率	適用期間
平成21年排出ガス規制（ポスト新長期規制） に適合しているディーゼル乗用車	1. 0%軽減	平成20年5月1日から 平成21年9月30日まで
	0. 5%軽減	平成21年10月1日から 平成22年3月31日まで

4 なお、過疎バスに係る非課税措置及び免税点の特例措置については、取扱いの変更はありません。